

郡山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

令和3年7月1日制定
令和4年5月23日一部改正
令和4年6月13日一部改正
令和5年4月14日一部改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和5年4月10日付こ家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、食費等の物価高騰の影響が長期化する中で、その実績を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯以外の世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ別表に定める養育要件及び所得要件に該当する者とする。

(1) 令和4年度給付金支給対象者

(2) その他の支給対象者

（給付金の対象者等）

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次条に規定する給付金の対象となる児童を養育する者のうち、令和4年度給付金支給対象者又はその他の支給対象者のいずれかに該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合の給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給するものとする。

令和4年度給付金対象者のうち児童手当等受給・非課税者	令和4年4月1日以後に死亡した場合
令和4年度給付金対象者のうち新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、給付金は支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

（対象児童等）

第4条 給付金の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第

207号) 別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日、また令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成16年4月2日(施行令別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童(日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、既に支給の決定がされている郡山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱(令和2年7月1日制定)に基づく給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除くものとする。
- 3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、令和4年4月分の児童手当の受給に係る対象児童とし、当該月分の特別児童扶養手当の支給に係る対象児童からは除くものとする。
- 4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による額の改定の認定を受けた者に係る対象児童とし、当該いずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者に係る対象児童からは除くものとする。

(給付金の支給額)

第5条 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円を1回に限り支給する。

(申請不要の支給の方式)

第6条 市長は、支給対象者のうち、令和4年度給付金支給対象者からの給付金の支給の申請については、申請によらず当該支給対象者に受給の意思を確認の上、給付金の支給を決定するものとする。この場合において、当該給付金の支給を希望しない支給対象者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)受給拒否の届出書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付金の支給の決定後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第2号までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金振込時に指定していた児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項の規定による給付金の支給の決定までに、支給対象者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給口座登録等の届出書(第2号様式)を市長に提出し、市長が当該届出書の提出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給口座登録等の届出書を提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 市長は、支給対象者のうち、その他の支給対象者については、当該支給対象者からの申請により給付金の支給を決定するものとする。この場合において、給付金の申請の受付を開始する日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が定める。

2 給付金の申請期限は、令和6年2月29日（令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和6年3月15日）までとする。

（申請による支給の方式）

第8条 申請により給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）（第3号様式）（以下「給付金申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による給付金の申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を市の窓口において市長に提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、運転免許証等の写しを提出させて当該申請者の本人確認を行うとともに、必要に応じ、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】（第4号様式）又は簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】（第5号様式）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させることにより、申請者が第2条に規定する要件を満たす者であるかについての確認を行うものとする。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、申請者の指定した者であると認められる者その他市長が定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付金の支給の可否を決定し、当該給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により当該給付金を支給するものとする。

（給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、給付金を支給する事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が第6条第1項の規定による支給決定を行った後、市長が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指

定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和6年3月31日までに当該給付金の振込みを完了できないときは、当該給付金の支給は行わないものとする。

2 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第7条第1項の規定による申請による給付金の支給対象者から同条第2項の申請期限までに第8条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給の手続を完了できないときは、当該給付金申請書は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合又はその他偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、他人に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

別表（第2条関係）

用語	養育要件	所得要件
<p>令和4年度給付金支給対象者</p>	<p>令和4年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。） 令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者</p>	<p>令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者）</p>
	<p>令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。） 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者</p>	
	<p>児童手当等受給・非課税者又は新規児童手当等受給・非課税者の養育要件のいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有する者又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者、もしくは、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育するものであって、日本国内に住所を有する者又は令和4年4月1日以後に</p>	

	<p>、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者 上記養育要件のいずれかを満たす者</p>	<p>令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）</p>
<p>その他の支給対象者</p>	<p>令和4年度給付金支給対象者以外で、第4条第1項から第4項までに規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者</p>	<p>食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）</p>